

前 障

令和3年1月5日

障害福祉関係施設 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

特定障害福祉サービス及び特定障害児通所支援の総量規制の解除について (通知)

平素より本市障害福祉政策の推進につきまして、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、指定生活介護、指定就労継続支援A型・B型（以下「特定障害福祉サービス」という。）及び指定児童発達支援につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間とする「第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画」（以下「第5期・第1期計画」という。）に照らし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第5項（法第37条第2項の規定により準用する場合を含む。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第5項（同法第21条の5の20第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づき、第5期・第1期計画の終了日である令和3年3月31日まで、原則、新規指定及び変更指定（以下「新規指定等」という。）を認めない総量規制を実施しておりました。

今般、第5期・第1期計画終了に伴う、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画（令和3年4月1日策定予定）」（以下「第6期・第2期計画（素案）」という。）の策定に当たり、総量規制を解除することといたしますので、新規指定等を希望する場合には、下記のとおり申請書の提出をお願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

1 対象サービス

生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・児童発達支援

※多機能型や共生型の指定を含む。

2 提出期限 別添「申請スケジュール」のとおり

3 提出書類 別添「必要書類チェックリスト」のとおり

※様式等は、以下の本市HPから取得してください。

[生活介護・就労継続支援A型・B型はこちらをクリック](#)

[児童発達支援はこちらをクリック](#)

4 提出方法 窓口へ持参

※提出時に、消防法や建築基準法、水防法などの他法令適合状況や事業内容の確認、指定基準等を満たしているか等のヒアリングを行います。

※書類の不備が著しい場合等は、受取をお断りさせていただきます。

5 留意事項（必ずご一読ください。）

(1) 新規指定の場合、提出期限までに以下の項目を満たしていることが必要です。

ア 他法令に適合していること。

イ 設備基準が満たされていること。

ウ 人員基準を満たす配置見込があること。

エ 運営基準を遵守した適正な事業計画であること。

(2) 書類不備や指定基準等を満たさない場合は、指定日を翌月以降に延期します。

(3) 第6期・第2期計画（素案）については、本市HPからご確認ください。

[第6期・第2期計画\(素案\)はこちらをクリック](#)

(4) 第6期・第2期計画（素案）の見込量を超えた場合であっても、地域間の供給バランスを考慮し、随時申請を受付けます。

(5) 上記1以外の障害福祉サービス等に係る新規指定等の申請は、従来どおりの取扱いとなります。本市ホームページ掲載のスケジュールをご覧ください。

6 添付

(1) 申請スケジュール

(2) 必要書類チェックリスト

【問い合わせ】

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番地17（前橋市保健所1階）

前橋市役所障害福祉課障害政策係 指定担当

電話 027-220-5713（直通）

ファックス 027-223-8856

メール syougai-fukushi@city.maebashi.gunma.jp